

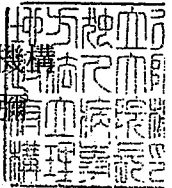
府病母 第691号

平成29年6月8日

大阪府個人情報保護審議会

会長 野田 崇 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正



地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて（諮問）

地域診療情報連携システムによる個人情報の取り扱いについて、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第4項の規定による下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 オンライン結合禁止原則の例外事項（条例第8条第4項）

諮問事項

1) 条文 第8条第4項 オンライン結合禁止原則の例外事項

2) 項目 患者サービスの向上、質の高い効率的な医療の提供等を目的とした地域診療情報連携システムによる診療情報の提供を行う。

3) 提供する個人情報

地方独立行政法人大阪府立病院機構の大阪母子医療センターから患者を紹介され、継続して診療、ケアを行う地域医療機関、在宅医療支援機関に別紙の項目を提供する。

4) 理由

今回、導入しようとしている地域診療情報連携システムは、患者の事前の同意を前提とし、当センターにおける診療情報等を、紹介先の地域医療機関等から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、在宅医療の推進等、住民の健康に寄与することを目的とするものである。

地域医療機関については、カルテの診療情報を提供し、在宅医療支援機関には、小児在宅生活支援地域連携シートのみを共有する。

なお、現在、地域医療機関に紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続が可能となるので、システムの導入を進めたい。

(参考)

小児在宅生活支援地域連携シートとは

縦軸に地域の関係機関、横軸に児の成長ステージを配置した表で、成長のステージごとに必要とされる支援サービスを、その支援サービスを担当する関係機関欄に記入し、チェック方式により実施状況等を確認するもの。

提供する情報

【地域医療機関】

地域病院（地域の市民病院など）、地域診療所（かかりつけ医）、
歯科診療所（かかりつけ歯科医）、薬局（患者最寄りの薬局）、
訪問看護事業所、保健所・保健センター

- ・患者属性（患者ID、氏名、性別、生年月日、住所他）
- ・保険情報（保険種別）
- ・紹介医（紹介元医療機関、紹介医）
- ・アレルギー（食事アレルギー情報、薬剤アレルギー情報）
- ・感染性（疾患情報、感染症の検査結果など）
- ・血液型、輸血に関する情報（血液型検査、不規則抗体検査、輸血歴、輸血副作用記録）
- ・病歴（既往歴日時、既往歴病名、その他）
- ・身体計測（身長、体重、その他の身体計測値）
- ・バイタルサイン（血圧、心拍数、体温、呼吸数、尿量）
- ・診療経過（医師の経過記録、看護師の経過記録、退院時要約、看護要約）
- ・病名（病名診断に付随する情報、病名に付随する情報）
- ・入退院情報（入退院記録）
- ・検査（検体検査、細菌検査、生理検査、病理検査）
- ・画像診断（放射線画像、放射線読影レポート、エコー読影レポート）
- ・処方（内服薬の処方、外用薬の処方、注射薬の処方、持参薬の処方）
- ・手術治療に関する情報（手術記録、手術看護記録）
- ・放射線治療に関する情報（放射線照射に関する記録）
- ・リハビリテーション（理学療法士記録、作業療法士記録）
- ・食事療法・栄養指導（食事の記録、栄養指導の記録）
- ・褥瘡情報（褥瘡の評価、褥瘡治療の記録）
- ・在宅医療、小児在宅生活支援（地域医療連携シート、小児在宅医療移行地域連携パス）
- ・その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

【在宅医療支援機関】

相談支援事業所（特定・障がい児）、市町村障害福祉担当、
市町村児童福祉担当（子育て）、介護サービス事業所（入浴介助医療ケア）、
養育施設（児童発達支援・短期入所他）、通園施設（保育所、幼稚園）、
教育委員会支援学校、子ども家庭センター・児童相談所

- ・在宅医療、小児在宅生活支援（小児在宅生活支援地域連携シート）のみ

審 議 会 資 料

地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

平成 29 年 6 月

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪母子医療センター

目次

地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

1	地域診療情報連携システム	1
2	整備内容	1
3	取り扱い個人データ	2
4	本システム利用者と利用形態	2
5	大阪府個人情報保護条例第8条との関係	3
6	大阪府個人情報保護条例第10条（委託に伴う措置等）について	4
7	まとめ	4

【資料】

当センターにおける個人情報の保護に関する規程

大阪母子医療センター個人情報の取り扱いについて（別紙1-1）

利用目的に関する院内表示（別紙1-2）

大阪母子医療センター電子計算機及び情報システム管理運用要領（別紙2）

地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱案（別紙3）

委託契約 個人情報取扱特記事項（別紙4）

地域診療情報連携システム概要図（別紙5）

地域診療情報連携システム画面例（別紙6） ログイン、オーダー参照、画像参照

地域診療情報連携システムの様式一式

利用申込書（別紙7-1）

利用停止届（別紙7-2）

利用者ID登録申請書（別紙7-3）

誓約書（別紙7-4）

利用者ID抹消申請書（別紙7-5）

同意書（別紙7-6）

説明書（別紙7-7）

同意撤回届（別紙7-8）

利用端末機報告（別紙7-9）

地域医療連携システムの利用施設（別紙8）

小児在宅生活支援地域連携シート（別紙9）

地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

当センターは、1981年に大阪府における周産期医療の専門的基幹施設として、特別なケアを要する妊産婦や低出生体重児、様々な疾患を持つ新生児に高度な医療を行うために開設された。当初は周産期医療部門と企画調査部(保健部門)を設置し、母体、胎児および新生児に対する一貫した医療を行うと共に、退院後は地域医療機関等との連携による支援を行ってきた。

近年、医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な在宅患者児童が急増している。在宅で行う医療的ケアが安全に行われるためには、家族の医療的ケアの習得に加えて、医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)、心理士など多職種で在宅患者児童に関わることで、身体的、精神的、社会的部分において家族を支えることが必要であり、地域医療機関、在宅医療支援機関との連携強化が不可欠となってきた。

1 地域診療情報連携システム

(1) システムの概要

地域医療機関から紹介された患者が治療を終えて再び地域医療機関に戻る際に、当センターにおける検査結果や診療の経過を地域医療機関が正確迅速に把握し、効果的な診療が継続できるように、検査結果など当センターが保有する当該患者の診療に関する情報等を、プライバシーを保護しつつ参照することを可能にするシステムである。

(2) システムの目的

本システムは、患者の事前の同意を前提とし、地域医療機関から紹介された患者の当センターにおける診療情報等を、地域医療機関等から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、在宅医療の推進等、住民の健康に益することを目的とするものである。なお、現在、地域医療機関から紹介された患者を当センターで診療した後、地域医療機関に逆紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続を可能にする。

2 整備内容

(1) 導入システム

システム名称

地域診療情報連携システム(以下「連携システム」という。)

システム機能

個人情報の保護のため閉域ネットワークで運用している電子カルテシステムから安全にデータを地域医療機関・在宅医療支援機関の医師、医療スタッフ、職員に提供できる機能を持つシステム

(2) ネットワークを利用した診療情報の閲覧

診療情報の利用の流れは以下の通りである。

- ① 地域医療機関等から患者診療情報の閲覧申請
- ② 患者の同意
- ③ 閲覧患者の登録
(地域医療機関等と当センターでの患者番号の登録)
- ④ 地域医療機関等のパソコン端末からの閲覧

3 取り扱い個人データ

- ・患者属性 (患者ID、氏名、性別、生年月日、住所他)
- ・保険情報 (保険種別)
- ・紹介医 (紹介元医療機関、紹介医)
- ・アレルギー (食事アレルギー情報、薬剤アレルギー情報)
- ・感染性 (疾患情報、感染症の検査結果など)
- ・血液型、輸血に関する情報 (血液型検査、不規則抗体検査、輸血歴、輸血副作用記録)
- ・病歴 (既往歴日時、既往歴病名、その他)
- ・身体計測 (身長、体重、その他の身体計測値)
- ・バイタルサイン (血圧、心拍数、体温、呼吸数、尿量)
- ・診療経過 (医師の経過記録、看護師の経過記録、退院時要約、看護要約)
- ・病名 (病名診断に付随する情報、病名に付随する情報)
- ・入退院情報 (入退院記録)
- ・検査 (検体検査、細菌検査、生理検査、病理検査)
- ・画像診断 (放射線画像、放射線読影レポート、エコー読影レポート)
- ・処方 (内服薬の処方、外用薬の処方、注射薬の処方、持参薬の処方)
- ・手術治療に関する情報 (手術記録、手術看護記録)
- ・放射線治療に関する情報 (放射線照射に関する記録)
- ・リハビリテーション (理学療法士記録、作業療法士記録)
- ・食事療法・栄養指導 (食事の記録、栄養指導の記録)
- ・褥瘡情報 (褥瘡の評価、褥瘡治療の記録)
- ・在宅医療、小児在宅生活支援 (小児在宅生活支援地域連携シート)
- ・その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

4 連携システムの利用者と利用形態

- 利用者 【地域医療機関】 患者に医療・サービスを提供する地域医療機関等 (地域病院、地域診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、保健所・保健センター) の医師、医療スタッフ、職員
【在宅医療支援機関】 患者の在宅医療を支援する地域の機関等 (相談支援事業所、市町村障害福祉担当、市町村児童福祉担当、介護サービス事業所、養育施設、通園施設、教育委員会支援学校、子ども家庭センター・児童相談所) の職員

(小児在宅生活支援地域連携シートのみ) 別紙 8、9 参照

利用形態 医療・サービスを提供する患者の当センターにおける診療記録の閲覧、及び、小児在宅生活支援地域連携シートの共有

利用端末 光回線等で閉域ネットワークに接続されたパソコンを利用する。

小児在宅生活支援地域連携シートとは、縦軸に地域の関係機関、横軸に児の成長ステージを配置した表で、成長のステージごとに必要とされる支援サービスを、その支援サービスを担当する関係機関欄に記入し、チェック方式により実施状況等を確認するものである。

このシートを活用することで、在宅移行後児の成長とともに必要な保健、医療、福祉、教育等様々な支援サービスについて、支援サービスを提供する関係機関の内容、支援サービスの内容、支援サービスが必要となる時期等を明確にするとともに、関係機関相互情報を共有し、これらの情報を可視化することができる。

なお、通信においては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」で、確実に安全性を確保しているとされている IPsec-VPN + IKE の通信手順を用いたネットワークを利用する。

5 大阪府個人情報保護条例第8条との関係

(1) 第4項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利利益の保護対策

①公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門化病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方で、医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な在宅患者児童が急増していることから、地域の医療機関等との連携体制が十分であるとは言えず、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が求められている。

医療依存度が高い在宅高度医療児について大阪府下には以前より福祉関係・看護関係・医師会関係・教育関係などそれぞれの機関の使命として在宅で医療的ケアを行っている子どもたちのために制度があり活動してきている。

しかし、これらはいわば「縦割り」の活動で、医療的ケアが高度化している現状では、ひとつの機関だけでは十分に対応できなくなっている。今までの縦割りの諸機関同士が情報を共有し、在宅医療の子どもと家族にとって大阪が住みやすい場所となり、生きやすくなるための支援体制を創る「横糸の役割」を担う組織や体制が必要である。

今回の連携システムは、この「横糸の役割」の一部を担おうとするものであり、多くの機関が、システムを利用し、患者の情報を共有することが必要

である。

なお、全国では、既に同様の連携システムを導入している施設が600以上あり、大阪府内においても、大阪急性期・総合医療センター（旧名称 大阪府立急性期・総合医療センター）等20施設以上が連携システムを導入している。

②個人の権利利益の保護対策

ア 取り扱う個人情報の限定

「3. 取り扱い個人データ」に限定する。

イ システムを利用できる施設及び利用者の限定

(ア) システム利用可能な箇所は、当センターの患者に医療サービス等を提供する地域医療機関・在宅医療支援機関の内、利用申込を承認されたところのみとする。

(イ) システムを利用可能な利用者は、利用申込を承認された地域医療機関・在宅医療支援機関の医師、医療スタッフ、職員で、個別に申請し承認されたものに限定する。

ウ 安全管理措置

当センターは、既に、患者の個人情報の取り扱いやシステムへのアクセス制限等を定めた規定（別紙1及び別紙2）を整備している。このたび、新たに「地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱」（別紙3）を設け、利用者の範囲と責務を明確にする。

6 大阪府個人情報保護条例第10条（委託に伴う措置等）について

① 利用者の診療情報等の閲覧に際し、利用者管理、閲覧情報の画面編集・配信業務において、事業者のデータセンターで稼働するシステムを利用することから、契約締結時に「委託契約個人情報取扱特記事項」（別紙4）を定め、その遵守を契約条項に盛り込む。

② また、事業者データセンターは、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版」に準拠したセキュリティー対策を施している。

7 まとめ

以上のとおり、地域医療機関等に診療情報等を提供することは、治療、医療サービスの継続性を確保し、医療機関間の検査等の重複を避け患者の負担軽減が図られる。また、在宅医療の推進等、住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものとする。

大阪母子医療センター個人情報の取扱いについて

大阪母子医療センター（以下、当センター）は、母性の健康保持と小児の成長発達を保障するため、周産期・小児医療の基幹施設として、地域の医療機関では対応が困難なハイリスクの妊産婦や新生児・乳幼児・小児に対し高度で専門的な医療を提供しております。

また、退院後のフォローアップを行うために、必要な診療情報を地域の保険医療機関等と共有し、密接な連携を深めていく必要があります。さらに、母子保健に関する調査・研究や研修等を推進し、府域の母子保健医療の向上に取り組むとともに、臨床研修病院として医師及び医療系実習生などの育成のための責務を果たさなければなりません。

個人情報に係る診療情報提供の対象者は、あくまで患者さんあるいは親権者が原則であり、患者さんあるいは親権者の同意を得ることなく、後述する目的以外の利用や第三者へ提供することがないことをお約束します。

個人情報の定義

個人情報とは、個人に関する情報であってその情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

個人情報利用の目的

当センターでは、患者さんの個人情報を以下の目的で利用します。これら以外の目的で利用する必要が生じた場合には、改めて患者さんあるいは親権者からの同意をいただくことにしております。

1 医療サービスの提供

- ・患者さんへの医療提供のために利用します。
- ・診療録の作成、検索、取出し、保険確認、本人確認、院外処方箋発行等、院内における医療の全てに利用します（保険証は、診療録の作成時の転記ミス防止のために1部コピーします）。
- ・患者さんの入退院等の病棟管理に利用します。
- ・通常の診療の範囲内での利用、及び当センター内での診療に関する検討会に利用します。
- ・医療の質の向上や安全確保、医療事故の未然防止のための分析や報告に利用します。
- ・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。
- ・治療経過や予後調査、満足度調査、業務改善のためのアンケート調査に利用します。

2 医療連携

- ・患者さんが継続的に良い医療を受けられるよう外部の病院、診療所、保健所、施設等との医療連携を行うために互いに情報を交換します。この情報は、患者さんの医療のためだけに利用します。
- ・患者さんへ最善の医療を提供するため、外部の医師等の意見、助言を求めるために利用します。

3 家族等への病状・経過等の説明

患者さんへの医療提供に際して、患者さんあるいは親権者の同意が得られた家族等に対して病状・経過等の説明を行うために利用します。

4 学会、研究、研修

職員を対象とした院内研修会や、医療の発展を目的とした学会や研究等で個人情報を利用する場合がありますが、この場合は個人が特定されないよう匿名化して利用します。匿名化が困難な場合は、患者さんあるいは親権者の同意を得ます。

一般に公開する研修会・講演会へのご案内を、患者さんあるいは親権者にお知らせするために利用することがあります。

5 業務委託

当センターでは、受付業務、診療報酬請求業務、看護補助業務、診療録保管業務、検査業務等の一部または全部を外部委託しております。その際、患者さんの情報を委託業者に提供する必要がありますが、信頼できる業者を選択することは勿論、個人情報が入り込まないよう契約を交わします。

6 医事会計・保険請求業務

医事会計業務及び保険請求業務(審査支払機関や保険者へのレセプトの提出や照会への回答)に利用する他、未収金発生時にはその督促、回収業務に利用します。

7 その他

- ・ 医師賠償責任保険会社、関係行政機関への相談または届け出
- ・ 大阪府悪性新生物(がん)患者さん登録事業への協力
- ・ 医療の質向上と安全確保、医療事故未然防止のための第三者機関への報告
- ・ 外部評価機関及び監査機関への提供
- ・ 顧問弁護士等への法律相談
- ・ 認定医・専門医等の認定申請

第三者への提供について

事前に患者さんあるいは親権者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合は除きます。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることが困難な場合
- ・ 公衆衛生の向上又は乳幼児あるいは児童の健全な育成推進のため、特に必要がある場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

研修生の利用について

当センターは、臨床研修病院でもあり、多くの研修医や医学部研修生、看護実習生、コメディカル実習生を受入れております。これらの人の研修教育のため、個人情報を利用します。

患者さんに関するお問合せ

患者さんに関するお問合せについては、原則的にお受けしておりません。緊急の場合は、ご本人との関係を確認の上、スタッフが伝言を取次ぎますので、お申し出ください。

診療情報の提供について

当センターでは、「カルテ等の診療情報提供に関する基準」に基づき、診療情報の提供を行っております。しかしながら、治療の継続に支障をきたすことが考えられる場合や法に基づき請求に応じられない場合もあります。なお、ご遺族から診療情報提供の請求があった場合は、大阪府個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定により、その都度、個人情報保護審議会に諮り、提供の可否について決定することとなっています。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて別に定める場合は、この限りではありません。(配偶者、子、親、であること等) また、個人情報の訂正・削除につきましても、大阪府個人情報保護条例により行っています。

※患者さんあるいは親権者による個人情報の開示申し出窓口

大阪母子医療センター 事務局 医事グループ

住所：〒594-1101 和泉市室堂町 840

電話：0725-56-1220 (内線 2117)

研修会の実施

職員、研修生、委託業者等、病院業務に従事する全ての者を対象に、個人情報保護に関する研修会を実施します。

個人情報の取扱いに関する同意と意見の申し出先

上記の内容につきまして、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がないものにつきましては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。なお、これらのお申し出は、後日に撤回・変更等を行うことが可能です。

お問合せ窓口

大阪母子医療センター 事務局 総務グループ

住所：〒594-1101 和泉市室堂町 840

電話：0725-56-1220 (内線 3295)

平成 25 年 2 月 21 日

大阪母子医療センター 総長

(平成 29 年 4 月 1 日名称変更に伴い、病院名更新)

個人情報保護方針

大阪母子医療センターでは、患者さんにとって最も良い選択であったと言ってもらえるよう医療の質はもとより満足度の高いケアの提供を目指しています。

患者さんの状態に応じて迅速かつ的確な医療を提供するためには、患者さんに関するさまざまな医療情報が必要です。当センターでは、安心して医療サービスを受けていただくために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を下記のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図るとともに個人情報保護に努めます。

なお、この基本方針は、情報技術の進歩、個人情報保護に係る社会的必要性等に応じて、適宜見直しを行い、継続的に改善を図ります。

1 個人情報の収集について

患者さんへのより良い医療サービスを提供するために、必要な範囲の情報を適切な方法により収集します。

その他の目的のために個人情報を収集する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、了解を得た上で実施します。

2 個人情報の利用及び提供について

患者さんの個人情報につきましては、以下の場合を除き「大阪母子医療センター個人情報の取扱いについて」に定める本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ◎患者さんあるいは親権者の同意を得た場合
- ◎個人を識別あるいは特定できない状態にして利用する場合
- ◎法令等により提供を要求された場合

3 個人情報保護の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに対して万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性、正確性の確保を図ります。

なお、万一、個人情報の漏洩等が生じた場合は、患者さんあるいは親権者に連絡するとともに、行政機関への報告と公表を行い、二次的被害の防止と類似事案の発生回避に努めます。

4 個人情報の確認・訂正・削除

患者さんあるいは親権者から内容の確認、訂正あるいは削除を求められた場合には、調査の上、適切な対応をします。

5 個人情報保護に関する法令・規範の遵守

当センターでは、個人情報保護に関する法令・規範を遵守し、患者さんの情報を管理します。

6 教育・研修及び継続的改善

当センターでは、個人情報保護体制を適切に維持するため、個人情報取扱事務総括者(総長)が職員、医療系実習生の教育・研修を徹底し、内部規定を継続的に見直し改善します。

委託業者についても、病院業務に従事する者に対して、個人情報保護に関する教育・研修の徹底を指導します。

7 診療情報の提供・開示

当センターでは、患者さんあるいは親権者の申し出に応じて診療情報を提供しています。しかしながら、治療の継続に支障を来すことが考えられる場合は提供しないことがあります。

8 個人情報保護方針に関するお問合せ

お問合せ窓口

大阪母子医療センター 事務局 総務グループ

住所:〒594-1101 和泉市室堂町 840

電話:0725-56-1220(内線 3295)

平成 18 年 4 月 1 日

大阪母子医療センター 総長

(平成 29 年 4 月 1 日名称変更に伴い、病院名更新)

大阪母子医療センター電子計算機及び情報システム管理運用要領

(目的)

第1条

この要領は、「大阪府電子計算機及び情報システム管理運用規程」(以下「規程」という。)及び「地方独立行政法人大阪府立病院機構個人情報取扱及び管理に関する規程」に基づき、大阪母子医療センター(以下「センター」という。)に設置する総合診療情報システム(以下「情報システム」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、電子計算機、情報システム及び「保存性、見読性、真正性」を確保した患者中心のデータの適正な管理と効率的な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この要領において、規程第2条に定める用語の意義を準用するほか、当該各号に定めるところによる。

(1) センターにおいて、規程第2条第1号、2号に規定する電子計算機及び情報システムとは、細則別表1に掲げるものをいう。

インターネットシステムの管理及び運用については、「大阪母子医療センターインターネット利用規約」に定めるところによるものとする。

(2) データとは、情報システムに係る入力帳票及び出力帳票又は磁気ディスクその他の媒体に記録されている情報をいう。

(3) データ保護とは、データの漏えい、滅失、き損その他不適正な取扱いを防止することをいう。

(4) 部門等とは、センターに設置する組織をいい、細則別表3に掲げるものをいう。

(5) システム所管部門及び電算所管部門とは、情報システムを所管する母子保健情報センター情報企画室をいう。

(6) システム管理者として母子保健情報センター長を充てる。母子保健情報センター長はシステム管理に関する事務を情報企画室長に行わせることができる。

(7) システム利用部門とは、情報システムを用いて業務を処理・所管する部門等をいう。

(8) システム監査責任者は総長が指名する。

(9) システム運用責任者として情報企画室長を充てる。

(10) 情報システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項を審議するため、総長のもとに情報システム委員会を置く。情報システム委員会の運営については、その設置要綱に定める。

(電子計算機の設置)

第3条

部門等の長は、電子計算機を設置し、又はこれの機種等を変更しようとする場合は、あらかじめシステム管理者に協議しなければならない。ただし、情報通信網に接続しないで単独で利用する電子計算機については、この限りでない。

(適用業務)

第4条

部門等の長は、部門等における業務の情報システムの適用に関しては、書面にてシステム管理者に依頼しなければならない。

(システム管理者の責務)

第5条

システム管理者は、情報システムの企画、開発及び運用、電子計算機の管理及び運用、データ保護に関する措置の状況等について、必要な調査をし、報告を求め、又は助言若しくは調整を行うことができる。

(システム運用責任者の責務)

第5条の2

システム運用責任者の責務として、次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。

- (1) システム障害時の連絡、復旧体制並びに回復手段の規定の作成
- (2) 各種規程書、指示書、取扱説明書等の作成
- (3) 機器、ソフトウェア導入時の機能確認
- (4) 運用環境の整備と維持
- (5) 情報の安全性の確保と利用可能な状況の維持
- (6) 情報の継続的利用の維持
- (7) セキュリティ対策と不正利用の防止
- (8) 利用者への教育、訓練

(システム監査)

第5条の3

システム監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めることとする。

- 2 総長は、監査責任者に毎年1回、情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、必要な措置を講じることとする。

- 3 監査の内容については、別途審議を経て、総長がこれを定めることとする。
- 4 システム監査責任者は、必要な場合、臨時の監査を行なうことができる。

(情報セキュリティ)

第6条

「地方独立行政法人大阪府立病院機構の情報セキュリティに関する基準」に従い、情報システムの安全性及び信頼性を確保し、その効率的な利用を図るため、「情報セキュリティ実施手順」を定める。

- 2 情報システムの管理及び運用については、細則等に定めるところによるものとする。

(データ等の管理)

第7条

データ保護及びデータの提供における適正な取り扱いを確保するため、センター組織構成に応じたデータ管理者を置き、病院長、母子保健情報センター長、事務局長及び研究所長をもってこれに充てる。

- 2 データ管理者は、法令等、規程及びこの要領に定めるところにより、データ等の管理に関する事務を行う。
- 3 次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。
 - (1) 入力帳票及び出力帳票並びに磁気ディスクその他の媒体の取扱いに関すること。
 - (2) システム設計書、プログラム設計書、コードブックその他の情報システムに係わる文書の取扱いに関すること。
 - (3) 情報システムに係わる業務の日常的な事務処理におけるデータの取扱いに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、データの保存期間の設定その他データ保護に関し必要なこと。
- 4 データ管理者は、法令等の規定により秘密を守ることが義務づけられているデータを、当該法令等の規定に基づき外部に提供する場合は、必要に応じ、提供を受けるものに当該提供に係るデータの内容、利用目的、提供期間、管理方法その他個人情報の取扱及びデータ保護に関し必要な事項を記載した書面を提出させなければならない。
- 5 前項の規定は、本庁の課又は出先機関において相互にデータの利用を行う場合に準用する。
- 6 個人情報の取り扱いについては、法令、大阪府個人情報保護条例および地方独立行政法人大阪府立病院機構個人情報の取扱及び管理に関する規程によるものとする

(利用者の責務)

第8条

情報システムに係る業務に従事する利用者については、細則等に定めるものとする。

2 前項の利用者は、この要領及び細則等に定めるところに従い、データを適正に取り扱わなければならない。

3 次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。

- (1) 自身の認証番号やパスワードあるいはICカード等の管理
- (2) 利用時のシステム認証
- (3) 確定操作の実施による入力情報への責任の明示
- (4) 権限を超えたアクセスの禁止
- (5) 目的外利用の禁止
- (6) プライバシー侵害への配慮
- (7) システム異常、不正アクセスを発見した場合の速やかなシステム管理者への通知

(委託契約)

第9条

情報システムに係る業務について、委託契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 個人情報の取扱及びデータの秘密保持に関する事
- (2) データの指示に反する使用及び第三者への提供の禁止に関する事
- (3) データの複製及び複製の禁止又は制限に関する事
- (4) データの管理方法に関する事
- (5) 成果品の権利の帰属に関する事
- (6) 再委託の禁止又は制限に関する事
- (7) 事故発生時における報告義務に関する事
- (8) 契約解除等の措置及び損害賠償に関する事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、データ保護に関し必要な事

(外部機関等の利用)

第10条

部門等の長は、当該部門等において所管する情報システムの業務をシステム管理者の承認を受けて、センター外部の機関等に利用させることができる。

(特例)

第11条

部門等の長は、情報システムの管理及び運用に関し、この要領の定めるところによりがたいときは、システム管理者の承認を受けて、別に定めることができる。

2 放射線科で取り扱う医用画像及び読影レポートの利用については「放射線科電子医用

情報利用要領」の定めるところによるものとする。

(細則等)

第12条

この要領の実施に関し、必要な事項は総長が定める。

(附則)

この要領は、昭和58年10月11日から施行する。

この要領は、平成4年1月10日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

(平成29年4月1日名称変更に伴い、病院名更新)

大阪母子医療センター

地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大阪母子医療センター（以下「当センター」という）地域診療情報連携システムに係る運用及び管理並びに地域の医療機関（以下「地域医療機関」という）の利用に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せて情報の漏えい、滅失またはき損等の事故を防止し、患者の個人情報の保護に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 地域診療情報連携システム（以下「連携システム」という）は、範囲内の機器、これらを利用した診療情報の閲覧システムを対象とし、以下の規定を適用する。

第2章 管理

(システム管理者等)

第3条 当センターに連携システム管理者（以下「システム管理者」という）を置き、総長をもってこれに充てる。

- 2 連携システムを円滑に運用するため、連携システムに関する運用・監査について、それぞれを担当する責任者（以下「運用責任者」及び「監査責任者」という）を置くことができる。
- 3 運用責任者及び監査責任者は、総長が指名する。
- 4 連携システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項は、患者支援センター運営委員会で審議する。

(システム管理者の責務)

第4条 システム管理者は、以下の責務を負う。

- (1) 連携システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するにあたり、システムの機能を確認し、これらの機能が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」の最新版に示される各項目に適合するよう留意すること
- (2) 連携システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること
- (3) 機器やソフトウェアに変更があった場合においても電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること
- (4) 連携システムを利用する職員及び地域医療機関・在宅医療支援機関（以下「利用機関」という）の医師・スタッフ等（以下「利用者」という）の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止すること

(5) 連携システムを正しく利用させるため、マニュアルの整備を行い、利用者の利用を補助すること

(6) 患者及び利用者からの問合せ、苦情等を受け付ける窓口を設けること

(機器の設置・管理)

第5条 システム管理者は、連携システムの記憶媒体等を含むサーバ等の機器を、入室を制限した管理区域に設置する。

2 システム管理者は、定期的に設備及び機器の点検を行う。

(ソフトウェアの管理)

第6条 システム管理者は、連携システムの使用の前にソフトウェアの審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認する。

2 システム管理者は、連携システムについて定期的に点検し、システムの安定稼働に努める。

3 システム管理者は、連携システムについて定期的にウィルスチェックを行い、感染の防止に努める。

(ネットワークの管理)

第7条 システム管理者は、定期的に利用履歴やネットワーク負荷等を検査し、通信環境の効率的な運用を維持するとともに、不正に利用された形跡がないかを確認する。

2 システム管理者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追究し対策を実施する。

3 システム管理者は、利用者のパソコンについてウィルスを駆除できるソフトウェアがインストールされているものに限って接続を許可する。

(利用者の識別及び認証)

第8条 システム管理者は、利用者を識別し認証するため、利用者にIDとパスワードを発行する。

2 パスワードの最低文字数、有効期間並びに認証の有効回数、有効回数を超過した場合の対処は、別にこれを定める。

(事故対策)

第9条 システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定める。

(障害管理)

第10条 システム障害が発生した場合の対応については、別途定める。

(業務委託)

第11条 システム管理者は、本システムにかかる運用保守業務等を委託する場合には、個人情報保護、守秘義務の観点から業務が適正かつ安全に行われていることを確認しなければならない。

(監査)

- 第12条 システム管理者は、年1回連携システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 2 システム管理者は、必要に応じて臨時の監査を監査責任者に命じることができる。
 - 3 監査の内容については、患者支援センター運営委員会の審議を経て、総長がこれを定める。

第3章 利用

(利用機関の利用及び停止)

- 第13条 利用機関の代表者は、連携システムの利用に際し、システム管理者に「利用申込書」を提出しなければならない。
- 2 利用機関の代表者は、連携システムの利用を止める場合、システム管理者に「利用停止届」を提出しなければならない。

(利用者)

- 第14条 連携システムは、第13条の利用申込を承認された利用機関に属する医師・スタッフ等が利用できる。

(利用者ID登録申請及び抹消申請)

- 第15条 利用機関の代表者は、利用者毎に「利用者ID登録申請書」及び「誓約書」をシステム管理者に提出しなければならない。
- 2 利用機関の代表者は、利用者の利用を停止する場合は、「利用者ID抹消申請書」をシステム管理者に提出しなければならない。

(地域医療機関の責務)

- 第16条 連携システムを利用する利用機関の代表者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 利用機関におけるパソコン等の機器及びソフトウェア等の保守管理並びに必要なウィルス対策
 - (2) システムを利用するパソコン等のOS・バージョン、利用ブラウザ、ウィルス対策ソフトウェア等のシステム管理者への報告
 - (3) 利用機関の当該システム利用者への教育、指導及び監督
 - (4) システムの異常や不正なアクセスの報告を利用者から受けた場合は、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと

(利用者の責務)

- 第17条 利用者は、以下の責務を負う。
- (1) 当システムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的以外での利用をしてはならない
 - (2) みだりにパソコン等への閲覧情報の保存もしくは印刷等を行わないこと

- (3) 自身の利用者IDやパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと
- (4) 閲覧終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと
- (5) 利用するパソコン等にファイル交換ソフト等不正なソフトウェアをインストールしないこと
- (6) システムの異常や不正なアクセスを発見した場合は、速やかに利用機関の代表者に連絡し、その指示に従うこと

(守秘義務)

第18条 利用者は、当該利用機関に在職中のみならず、退職後においても業務上知り得た個人情報に関する守秘義務を負う。

第4章 運用

(患者の同意、同意撤回)

第19条 システム管理者は、利用者が診療情報を閲覧しようとする場合は、患者本人またはその正当な代理人が、連携システム及びこの運用要綱について説明を受け、連携システムを用いて当該利用機関の利用者が診療情報を閲覧することに対する同意をしたことを確認の上で、許可しなければならない。

- 2 システム管理者は、患者から前項の同意を撤回する書面が提出された場合、当該患者の診療情報の閲覧を停止する措置を講じなければならない。ただし、当該患者の生命、身体または財産を脅かす等急迫の危難を免れさせるため必要とする場合は、この限りでない。

(利用時間等)

第20条 本システムの利用は、常時可能とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、システム管理者は、本システムの保守等のため必要な場合は、事前に利用者に通知した上で運用を停止することができる。ただし、急迫の障害に対応するため必要とする場合は、この限りでない。

第5章 不適正利用等に対する措置

(利用者ID等の一時停止又は取り消し)

第21条 システム管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した時は、当該利用者に通知した上で利用者IDを取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 法令、条例及びガイドライン等の規定に違反したとき
- (3) 本システムのネットワークに多大な負荷をかける行為など、システムの安定稼働を妨げる行為を行ったとき
- (4) 本システムに係る取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき

(弁償)

第22条 利用者が第21条の規定に該当してシステムに障害を発生させ、又はシステムが保持する情報を漏えいさせた場合は、利用者は故意又は過失の程

度に応じ、修理又は弁償に要した経費を支払わなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、患者支援センター運営委員会の審議を経て総長がこれを定める。

付則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提

供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第 13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第 14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

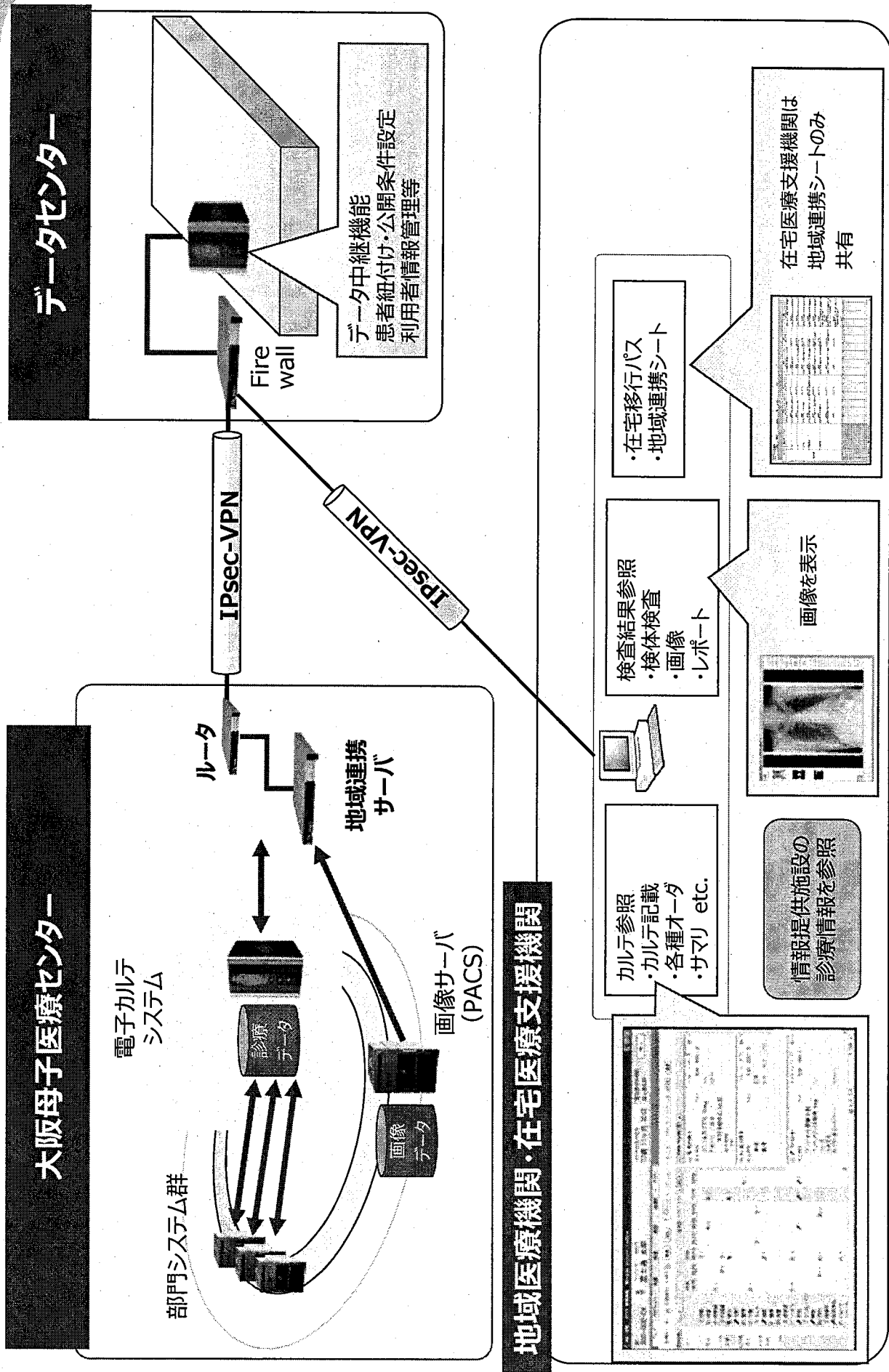
(第 6 (2) 関係) 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(第8(1)関係) 個人情報管理台帳

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
当センター担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	CD, DVD等
主たる個人情報の種別	申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	開発室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

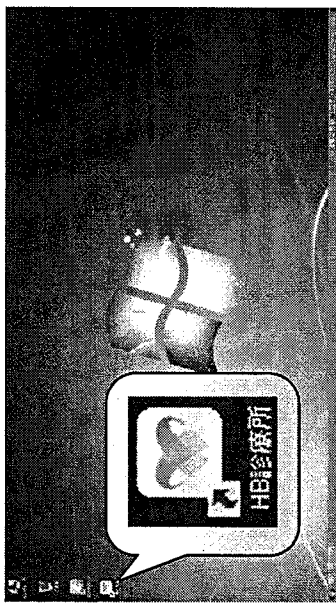
【別紙5】地域診療情報連携システム概念図



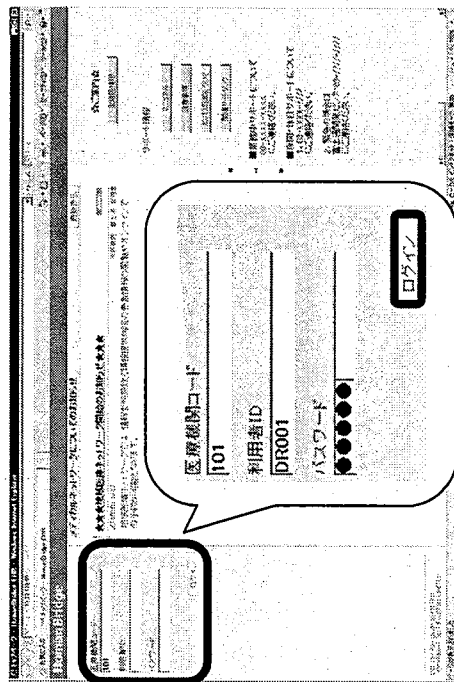
【別紙6】 地域診療情報連携システム画面例

トップページ ログイン（利用者認証）

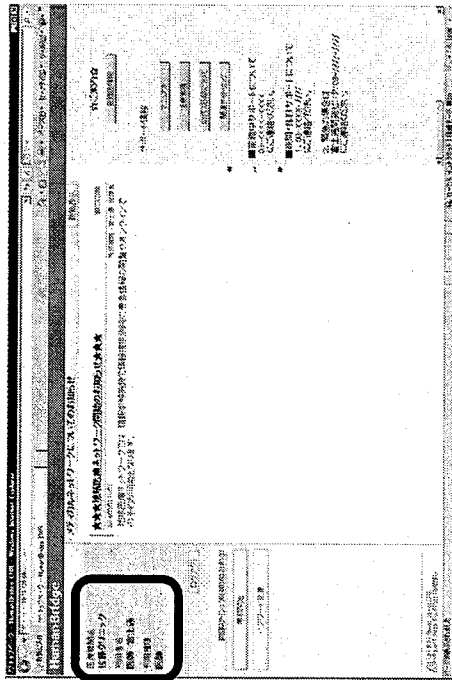
①デスクトップ上の地域診療情報連携システムのアイコンをダブルクリックします。



②地域診療情報連携システムの初期画面が表示されます。「医療機関コード」「利用者ID」「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。



③画面左上に、「医療機関名」「利用者名」「利用権限」が表示されたら、ログイン完了です。



カルテ情報参照イメージ1

地域の医療施設側から大阪母子医療センターのカルテ情報を参照できるため、地域で一貫した安心・安全な医療サービスを提供することができます。

連携先医療機関
が使用する機能・画面

The screenshot displays a medical record system interface. At the top, it shows patient information: 白羽 江利 (Shiraha Eri), born 1941, aged 69, on 04/16. Below this is a calendar view for April 2010, with a date 04/23 highlighted. The main area is titled '記載内容詳細' (Record Content Details) and contains the following information:

- 氏名:** 佐藤クニツグ
- 性別:** 男性
- 生年:** 1941
- 住所:** 東京都中央区
- 職業:** 会社員
- 担当医:** 小松 圭介
- 診療科:** 内科
- 受診日:** 2010/03/03
- 病名:** 入院
- 主訴:** 入院
- 現病歴:** 入院
- 既往歴:** 入院
- 家族歴:** 入院
- 社会歴:** 入院
- アレルギー:** 入院
- 手術歴:** 入院
- 検査:** 入院
- 画像:** 入院
- その他:** 入院

At the bottom of the screenshot, there is a navigation bar with the following items: 患者基本情報, 病名, 処方歴, 検歴, 各種オーダー情報, 医師の記載, 看護記録, サマリ情報, 経過表, 画像情報, 各種レポート.

各機関が医療機関の記録一覧

カルテ情報参照イメージ2

連携先医療機関
が使用する機能・画面

操作性・視認性を考慮したビューワーのご提供

診療情報参照の画面イメージ

患者情報: 氏名 田中 太郎, 性別 男, 年齢 45歳, 病歴 糖尿病, 高血圧, 脂質異常症

検査項目	検査結果	参考値
血糖値	120 mg/dL	70-100 mg/dL
血圧	130/80 mmHg	120/80 mmHg以下
総コレステロール	220 mg/dL	180 mg/dL以下
LDLコレステロール	150 mg/dL	100 mg/dL以下
HDLコレステロール	40 mg/dL	50 mg/dL以上
中性脂肪	100 mg/dL	150 mg/dL以下

検査機関: 株式会社 医療検査センター

検査結果の時系列表示

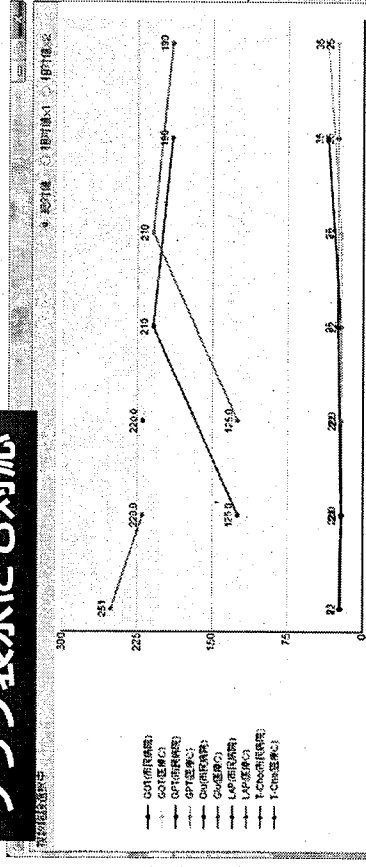
検査項目	2023/02/25	2023/02/27	2023/02/28	2023/03/01	2023/03/02
血糖値	120	115	125	130	135
血圧	130/80	135/85	140/90	145/95	150/100
総コレステロール	220	225	230	235	240
LDLコレステロール	150	155	160	165	170
HDLコレステロール	40	42	44	46	48
中性脂肪	100	105	110	115	120

画像情報参照の画面イメージ

検査項目: 頭部CT, 胸部CT, 造影剤注入造影CT

検査結果: 脳実質内に異常な低密度域を認めず。脳室拡大を認めず。造影剤注入造影CTにて、脳動脈硬化を認めず。

グラフ表示にも対応



在宅移行パス・地域連携シート

双方が使用する
機能・画面

小児在宅医療において、大規模医療機関だけでなく、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、保健所等の協力が必要となる。当センターでは、在宅の患者児童の情報をも、関係機関で共有するために、従来、諸機関との間で在宅移行パス(大阪府HPに掲載)および地域医療連携シートを運用してきたが、紙媒体の状態であり、タイムリーな情報の共有ができなかった。地域医療連携システムを導入することにより、これを電子化することができ、簡便に情報共有が可能となり、支援の強力なツールとなる。また、危機管理事象が発生した時にも有益である。

在宅移行パス・地域連携シート一覧画面

パスシート入力

一覧から
入力画面を起動

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム

利用申込書

大阪母子医療センター 総長様

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム運用及び管理に関する要綱について同意し、利用上の責務を理解の上、大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの利用を申し込みます。

申込日	年 月 日
機関名	(ふりがな) (医療機関コード[7桁])
代表者名	(ふりがな) 自署または押印をお願いします
所在地	〒
連絡先	(TEL) (FAX)
メールアドレス	

※ 大阪母子医療センター地域診療情報連携システム運用要綱を熟読願います。

※ 機関名・代表者名は、ホームページ等で公表いたします。

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日 登録日： 年 月 日

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム

利用停止届

大阪母子医療センター 総長様

大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの利用を停止しますのでお届けします。

届出日	年 月 日
機関名	(ふりがな) (医療機関コード[7桁])
代表者名	(ふりがな) 自署または押印をお願いします
連絡先	(TEL) (FAX)
利用停止予定日	年 月 日
停止理由	

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日

停止日： 年 月 日

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム

利用者ID登録申請書

大阪母子医療センター 総長様

下記の者について、大阪母子医療センター地域診療情報連携システム運用及び管理に関する要綱の遵守及び利用に伴う責任を負うことを別紙誓約書のとおり誓約しますので、利用者IDの登録をお願いします。

なお、利用にあたっては、大阪母子医療センター地域診療情報連携システム運用及び管理に関する要綱を遵守するよう、指導を徹底します。

申込日	年 月 日
機関名	(ふりがな) (医療機関コード[7桁])
代表者名	(ふりがな) 自署または押印をお願いします
所在地	〒
連絡先	(TEL) (FAX)
メールアドレス	
利用者①	(ふりがな)
利用者②	(ふりがな)
利用者③	(ふりがな)

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日 登録日： 年 月 日

大阪母子医療センター 総長様

大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの
利用にかかる誓約書

私は、大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの適正な利用及びデータの安全かつ適正な管理による個人情報の保護等、大阪母子医療センター地域診療情報連携システム運用及び管理に関する要綱に規定される責務を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

機関名 _____

利用者名 _____

自署または押印をお願いします

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム

利用者ID抹消申請書

大阪母子医療センター 総長様

当機関における、大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの利用者のID抹消を下記の通り申請します。

申請日	年 月 日
機関名	(ふりがな) (医療機関コード[7桁])
代表者名	(ふりがな) 自署または押印をお願いします
連絡先	(TEL) (FAX)
(利用者ID)	(利用者氏名)
(利用者ID)	(利用者氏名)
(利用者ID)	(利用者氏名)
(利用者ID)	(利用者氏名)
(利用者ID)	(利用者氏名)

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日 登録日： 年 月 日

大阪母子医療センター地域診療情報連携システムにかかる同意書

大阪母子医療センター 総長様

私は、下記の担当者から大阪母子医療センター地域診療情報連携システムに関する説明ならびに説明文書の交付を受け、その目的および利用方法などを理解しましたので、私の診療情報等を下記の機関において同システムを用いて閲覧されることに同意します。

患者記入欄			
同意日	平成 年 月 日		
ふりがな			
氏名	(自署でお願いします)	男 女	旧姓
生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日		
代理人記載の場合	代理人氏名 (続柄)		
大阪母子医療センターの診察券番号 (8桁)			

機関記入欄	
利用可能機関名	(医療機関コード[7桁])
説明担当者	(自署でお願いします)
患者番号 (貴機関での番号)	(前にゼロがついているときは、省略せずにゼロも記入してください)
利用可能機関	
利用可能機関	
利用可能機関	

※コピーを2部行い、1部は保管、もう1部は患者さんへお渡しください。原本は大阪母子医療センター患者支援センターへ郵送してください。

<郵送先> 大阪母子医療センター 患者支援センター

〒594-1101 大阪府和泉市室堂町 840 TEL 0725-56-1220

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日 登録日： 年 月 日

大阪母子医療センターでは、患者さん（お子さんの場合は、親権者）の同意のもと、ご本人の診療の記録を医院や診療所、薬局、在宅ケア施設などの「地域医療機関」、「在宅医療支援機関」において共有できるサービスを行っています。

○地域診療情報連携システムとは

- * 大阪母子医療センターでの検査や処方などの診療情報等について、患者さんの同意のもと、当センターの登録医となっている「かかりつけ医」などの地域の医療機関等がインターネットを利用して閲覧できるようにしたシステムです（閲覧される機関の範囲や、その情報については、次ページをご覧ください。）。

○患者さんのメリット

- * 大阪母子医療センターでの検査や治療の情報がかかりつけ医等に共有され、わかりやすく説明を受けることができます。
- * 検査・画像・処方など種々のデータやアレルギー・副作用歴などが共有され、重複した薬の投与や検査の実施を防ぐなど、安全で質の高い診療を切れ目なく受けることができます。
- * 在宅医療についても、別途説明する「小児在宅生活支援地域連携シート」を用いて、地域の医療機関が情報を共有することにより、安心安全な在宅医療支援を受けることができます。

○個人情報の安全確保

- * 患者さんの診療情報を見ることができるのは、同意をいただいた機関だけです。
- * このシステムはインターネットを利用することから、暗号化通信とシステムへの不正アクセス対策により、厳格に情報を保護しています。

○閲覧の中止

- * 診療情報の閲覧は、あくまでも患者さんの同意によるもので、いつでも中止することができます。中止させたい場合は『同意撤回届』をシステム利用機関、または、大阪母子医療センター（患者支援センター）宛に提出していただくようお願いします。

○最後に

システムの利用は、患者さんの自由意思によるものです。職員から説明を受け、目的や意義、安全性確保等に納得された場合にのみ閲覧していただいております。同意いただけなかった場合や途中で同意を取り消された場合でも、今後の診療に何ら不利益を被ることはありません。

注：同意書は、閲覧する機関それぞれについてお示しします。

注：このシステムで閲覧される診療情報等の詳細は裏面をご覧ください。

注：このシステムに関して患者さんの費用負担はありません。

〈お問い合わせ先〉 大阪母子医療センター 患者支援センター

TEL：0725-56-1220

地域医療機関、在宅医療支援機関等により閲覧される情報

【地域医療機関】

地域病院（地域の市民病院など）、地域診療所（かかりつけ医）、
歯科診療所（かかりつけ歯科医）、薬局（患者最寄りの薬局）、
訪問看護事業所、保健所・保健センター

（閲覧される情報）

- ・患者属性（患者ID、氏名、性別、生年月日、住所他）
- ・保険情報（保険種別）
- ・紹介医（紹介元医療機関、紹介医）
- ・アレルギー（食事アレルギー情報、薬剤アレルギー情報）
- ・感染性（疾患情報、感染症の検査結果など）
- ・血液型、輸血に関する情報（血液型検査、不規則抗体検査、輸血歴、輸血副作用記録）
- ・病歴（既往歴日時、既往歴病名、その他）
- ・身体計測（身長、体重、その他の身体計測値）
- ・バイタルサイン（血圧、心拍数、体温、呼吸数、尿量）
- ・診療経過（医師の経過記録、看護師の経過記録、退院時要約、看護要約）
- ・病名（病名診断に付随する情報、病名に付随する情報）
- ・入退院情報（入退院記録）
- ・検査（検体検査、細菌検査、生理検査、病理検査）
- ・画像診断（放射線画像、放射線読影レポート、エコー読影レポート）
- ・処方（内服薬の処方、外用薬の処方、注射薬の処方、持参薬の処方）
- ・手術治療に関する情報（手術記録、手術看護記録）
- ・放射線治療に関する情報（放射線照射に関する記録）
- ・リハビリテーション（理学療法士記録、作業療法士記録）
- ・食事療法・栄養指導（食事の記録、栄養指導の記録）
- ・褥瘡情報（褥瘡の評価、褥瘡治療の記録）
- ・在宅医療、小児在宅生活支援（地域医療連携シート、小児在宅医療移行地域連携パス）
- ・その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

【在宅医療支援機関】

相談支援事業所（特定・障がい児）、市町村障害福祉担当、
市町村児童福祉担当（子育て）、介護サービス事業所（入浴介助医療ケア）、
養育機関（児童発達支援・短期入所他）、通園施設（保育所、幼稚園）、
教育委員会支援学校、子ども家庭センター・児童相談所

（閲覧される情報）

- ・在宅医療、小児在宅生活支援（別途説明する小児在宅生活支援地域連携シート）のみ
（地域医療機関で閲覧される病歴などの情報は、閲覧できません。）

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム
同意撤回届

大阪母子医療センター 総長様

私は、大阪母子医療センター地域診療情報連携システムにおける私の診療情報の閲覧に同意をしておりましたが、下記の機関についての同意を撤回します。

機 関 記 入 欄	
機関名	(医療機関コード[7桁])

患 者 記 入 欄			
撤回日	年 月 日		
ふりがな			
氏名	(自署をお願いします)	男 女	旧姓
生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日		
代理人記載の場合	代理人氏名 (続柄)		
大阪母子医療センターの診察券番号 (8桁)			

※「同意撤回届」は原本を上記機関または大阪母子医療センター-患者支援センターへ提出してください。

※ 上記機関が「同意撤回届」を受け取った場合は、原本を大阪母子医療センター-患者支援センターへ郵送してください。

<提出先> 大阪母子医療センター 患者支援センター

〒594-1101 大阪府和泉市室堂町 840 TEL 0725-56-1220

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日 登録日： 年 月 日

大阪母子医療センター地域診療情報連携システム
利用端末機報告書

大阪母子医療センター 総長様

大阪母子医療センター地域診療情報連携システムの利用において使用する端末機を別紙のとおり報告します。

申込日	年 月 日
機関名	(ふりがな) (医療機関コード[7桁])
代表者名	(ふりがな) 自署または押印をお願いします
所在地	〒
連絡先	(TEL) (FAX)
メールアドレス	

【事務局取扱欄】

受理日： 年 月 日

地域診療情報連携システムの利用機関

機 関	カルテ内容	小児在宅生活支援 地域連携シート
地域病院（地域の市民病院など）	○	○
地域診療所（かかりつけ医）	○	○
歯科診療所（かかりつけ歯科医）	○	○
薬局（患者最寄りの薬局）	○	○
訪問看護事業所	○	○
保健所・保健センター	○	○
相談支援事業所（特定・障がい児）	×	○
市町村 障害福祉担当	×	○
市町村 児童福祉担当（子育て）	×	○
介護サービス事業所（入浴介助・医療ケア）	×	○
養育施設（児童発達支援・短期入所他）	×	○
通園施設（保育所、幼稚園）	×	○
教育委員会支援学校	×	○
子ども家庭センター・児童相談所	×	○

○ 閲覧可 × 閲覧不可

（参考）小児在宅生活支援地域連携シートとは、

縦軸に地域の関係機関、横軸に児の成長ステージを配置した表で、成長のステージごとに必要とされる支援サービスを、その支援サービスを担当する関係機関欄に記入し、チェック方式により実施状況等を確認するもの。

在宅移行後児の成長ともに必要な保健、医療、福祉、教育等様々な支援サービスについて、支援サービスを提供する関係機関の内容、支援サービスの内容、支援サービスが必要となる時期等を明確にするとともに、関係機関相互情報を共有し、これらの情報を可視化することができる。

時期	退院前 () 年 () 月 () 日	退院～1か月ころ () 年 () 月 () 日	在宅療養開始1か月～6か月 () 年 () 月 () 日	在宅調整期カンファレンス (退院後6か月までの期間に児や保護者の状況に応じて、時期・回数を設定) 年 月 日	在宅継続期 (退院後6か月～1年) () 年 () 月 () 日	在宅継続期カンファレンス (退院後1年までの期間に児や保護者の状況に応じて、時期・回数を設定) 年 月 日
地域	退院後の生活の課題を明確にし、院内や地域関係機関が連携する。課題の把握と実施。保護者が在宅生活に必要な看護・介護技術を獲得できるように支援。退院後に必要な支援サービスや制度活用ができるよう支援。	在宅療養生活状況の把握。関係機関による連携の開始。関係機関との連携体制の調整。在宅医療開始後の課題抽出。	在宅療養開始1か月～6か月の生活状況の把握と課題の抽出。在宅療養生活の問題点の把握と課題の抽出。	在宅調整期カンファレンス(退院後6か月までの期間に児や保護者の状況に応じて、時期・回数を設定) 年 月 日	在宅継続期(退院後6か月～1年) () 年 () 月 () 日	在宅継続期カンファレンス(退院後1年までの期間に児や保護者の状況に応じて、時期・回数を設定) 年 月 日
患者家族	退院後の生活や課題を説明。疑問事項の把握。関係機関との連携。退院後の生活に関する必要事項(相談、緊急時の対応等)について確認。	退院後の生活、問題点を把握。在宅生活の問題点を適切に把握。院内各担当と面談。関係機関との連携。	医療ケア上の不安やケアで困っていること。生活で困っていること。相談。福祉制度について理解。児の情報をもとにケアを実施。(追加・変更情報があるたびに記入)	退院後の在宅生活状況について説明。退院後の在宅生活の課題について説明。在宅生活の問題点について説明。	本人、家族の生活の質 (QOL) を少しでも高めたいと困っていることを相談。生活時間の変更。これからの在宅生活について関係機関と検討。児の情報をもとにケアを実施。(追加・変更情報があるたびに記入)	本人、家族の生活の質 (QOL) を少しでも高めたいと困っていることを報告。これからの在宅生活への関心を高める。
基幹病院	退院前カンファレンスの開催。病状・療育・治療・今後の方針・留意事項の説明。緊急時の対応。地域医療連携の確保。かかりつけ医(地域医療機関、診療所)の確保。退院後、紹介状(診療情報提供)の作成。サマリー、訪問看護指示書等の手配。説明。必要な機器、物品等の手配。説明。訪問看護、福祉サービス導入の手配。説明。	患者の療育変化的なニーズの把握。在宅医療開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。	退院後の在宅生活状況について説明。退院後の在宅生活の課題について説明。在宅生活の問題点について説明。	病状・医療的ケア状況、今後の方針説明。緊急時の対応。在宅生活の課題について説明。在宅生活の問題点について説明。	定期診察(病状・医療的ケア状況確認)。退院後の在宅生活の課題について説明。在宅生活の問題点について説明。	病状・医療的ケア状況、今後の方針説明。緊急時の対応。在宅生活の課題について説明。在宅生活の問題点について説明。
地域病院	退院前カンファレンスへの参加。紹介状の受理。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。	訪問診療、往診の有無の確認。本人の病状、医療的対応、家族状況の確認。予防治療実施。他の家族の健康面への相談、助言。	定期診察、往診、訪問診療(可能な場合)。家族で合わせた健康状況、医療的ケア、状況の把握。予防治療実施。在宅療養開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。
地域診療所	退院前カンファレンスへの参加。紹介状の受理。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。	訪問診療、往診の有無の確認。本人の病状、医療的対応、家族状況の確認。予防治療実施。他の家族の健康面への相談、助言。	定期診察、往診、訪問診療(可能な場合)。家族で合わせた健康状況、医療的ケア、状況の把握。予防治療実施。在宅療養開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。
歯科診療所	退院前カンファレンスへの参加。紹介状の受理。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。退院後の診療計画作成。	訪問診療、往診の有無の確認。本人の病状、医療的対応、家族状況の確認。予防治療実施。他の家族の健康面への相談、助言。	定期診察、往診、訪問診療(可能な場合)。家族で合わせた健康状況、医療的ケア、状況の把握。予防治療実施。在宅療養開始後の患者の病状を報告。在宅療養開始後の患者の病状を報告。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。	在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。在宅での本人の病状、医療的ケア状況。

<p>薬局</p>	<p>□退院前カンファレンスへの参加 □処方の受理 □配送サービスの有無の確認 □医療機関・訪問看護・保健所と退院後の支援内容について確認</p>	<p>□処方箋による調剤 □服薬指導 □配送サービス</p>	<p>□在宅での家族への服薬等に関する指導状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・訪問看護・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・歯科診療所・薬局・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・歯科診療所・薬局・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>	<p>□在宅での家族への服薬等に関する指導状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・訪問看護・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>
<p>訪問看護事業所</p>	<p>□退院前カンファレンスへの参加 □本人・家族の状況確認 □緊急時・夜間時の対応方法の確認 □訪問看護計画作成 □医療機関・保健所と退院後の支援内容について確認</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □訪問看護・リハビリにおける課題について □関係機関と在宅生活の課題について情報交換 □他の家族の健康面への相談・助言</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □訪問看護・リハビリにおける課題について □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □訪問看護・リハビリにおける課題について □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □訪問看護・リハビリにおける課題について □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・歯科診療所・薬局・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>
<p>保健所</p>	<p>□片式性代謝異常等検査 □小児虐待特定医療申請受付 □身体障がい・慢性疾患児への療育指導 □退院前カンファレンスへの参加 □本人・家族の状況確認 □かかりつけ医（地域診療所・診療所）の確保 □緊急時の対応方法の確認 □退院後の支援サービス内容の確認・必要な情報提供 □医療機関・訪問看護と退院後の支援内容について確認 □支援計画作成 □災害時の対応の手引き案の作成</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □療育生活状況の課題について、家族と検討 □関係機関と在宅生活の課題について情報交換 □身体障がい・慢性疾患児への療育指導の実施 (療育相談、専門職による訪問相談、集団援助事業)</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □療育生活状況の課題について、家族と検討 □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □療育生活状況の課題について、家族と検討 □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□本人の病状・医療的ケア状況・支援サービス □福祉制度の活用状況の把握 □他の家族の健康面への相談・助言 □療育生活状況の課題について、家族と検討 □関係機関と在宅生活の課題について情報交換</p>	<p>□カンファレンス開催の調整と進行 □在宅での本人・家族の全体的な概要の報告 □（家族の思い、支援サービス内容等） □支援機関の支援状況確認 □課題・対応策の集約 □カンファレンス後の対応に関する関係機関調整</p>
<p>保健センター</p>	<p>□母子保健サービスの紹介・提供 □予防接種説明及び実施</p>	<p>□保健サービスの利用状況把握と利用支援</p>	<p>□保健サービスの利用状況把握と利用支援</p>	<p>□保健サービスの利用状況把握と利用支援</p>	<p>□保健サービスの利用状況把握と利用支援</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・訪問看護・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>
<p>相談支援事業所（特定・障がい児）</p>	<p>□退院前カンファレンスへの参加 □本人・家族の状況確認 □退院後の福祉サービス（障がい福祉サービス及び児童福祉サービス）内容の確認・サービス等利用又は障がい児支援利用計画作成と必要な手配</p>	<p>□本人の療養生活・家族の介護状況の確認 □福祉サービス利用状況確認（モニタリング） □相談支援 □福祉サービスの相談・調整</p>	<p>□本人の療養生活・家族の介護状況の確認 □福祉サービス利用状況確認（モニタリング） □福祉サービスの相談・調整</p>	<p>□本人の療養生活・家族の介護状況の確認 □福祉サービス利用状況確認（モニタリング） □福祉サービスの相談・調整</p>	<p>□本人の療養生活・家族の介護状況の確認 □福祉サービス利用状況確認（モニタリング） □福祉サービスの相談・調整</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の報告 □基幹病院・地域医療機関・訪問看護・保健所・療育機関と医療的内容の情報交換 □地域支援機関から、家族の介護状況、支援サービス利用状況の確認</p>
<p>市町村児童福祉センター（子育て支援）</p>	<p>□発達・児童家庭相談 □育児支援に關する事業の紹介 □名簿手当て（特別児童扶養手当等）の紹介・申請受理</p>	<p>□利用可能な子育て支援サービスについて相談・対応</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 □子育て支援サービス等の利用状況報告</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 □子育て支援サービス等の利用状況報告</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 □子育て支援サービス等の利用状況報告</p>	<p>□在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 □子育て支援サービス等の利用状況報告</p>

介護サービス事業所（入浴・介護的ケア等）	<input type="checkbox"/> 退院前カンファレンスへの参加 <input type="checkbox"/> 紹介状の受理 <input type="checkbox"/> 連絡後の訓練・支援計画作成 <input type="checkbox"/> 緊急時の対応方法の確認	<input type="checkbox"/> 居宅介護サービス情報提供・相談 <input type="checkbox"/> 身体介護（入浴・排泄等）の実施 <input type="checkbox"/> 通院介助の実施 <input type="checkbox"/> 医療的ケア（登録呼吸吸引等事業所）	<input type="checkbox"/> 療育訓練見学・開始 <input type="checkbox"/> 発達相談、育児相談の実施 <input type="checkbox"/> 医療、福祉、生活の相談等の実施 <input type="checkbox"/> 家族等に対する介護技術指導等の実施 <input type="checkbox"/> 健康指導（健康チェック、健康相談）の実施 <input type="checkbox"/> 短期入所（ショートステイ）の利用 <input type="checkbox"/> 居宅発達支援の利用 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援の利用 <input type="checkbox"/> 放課後等アートの利用	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 家族の介護状況・居宅介護サービス等の利用状況報告	<input type="checkbox"/> 居宅介護サービス情報提供・相談 <input type="checkbox"/> 身体介護（入浴・排泄等）の実施 <input type="checkbox"/> 通院介助の実施 <input type="checkbox"/> 医療的ケア（登録呼吸吸引等事業所）	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 家族の介護状況・居宅介護サービス等の利用状況報告
職師施設（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等アートの利用）	<input type="checkbox"/> 退院前カンファレンスへの参加 <input type="checkbox"/> 紹介状の受理 <input type="checkbox"/> 連絡後の訓練・支援計画作成 <input type="checkbox"/> 緊急時の対応方法の確認	<input type="checkbox"/> 居宅介護サービス情報提供・相談 <input type="checkbox"/> 身体介護（入浴・排泄等）の実施 <input type="checkbox"/> 通院介助の実施 <input type="checkbox"/> 医療的ケア（登録呼吸吸引等事業所）	<input type="checkbox"/> 療育訓練の開始 <input type="checkbox"/> 発達相談、育児相談の実施 <input type="checkbox"/> 医療、福祉、生活の相談等の実施 <input type="checkbox"/> 家族等に対する介護技術指導等の実施 <input type="checkbox"/> 健康指導（健康チェック、健康相談）の実施 <input type="checkbox"/> 短期入所（ショートステイ）の利用 <input type="checkbox"/> 居宅発達支援の利用 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援の利用 <input type="checkbox"/> 放課後等アートの利用	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 家族の介護状況・居宅介護サービス等の利用状況報告	<input type="checkbox"/> 療育訓練の実施 <input type="checkbox"/> 発達相談、育児相談の実施 <input type="checkbox"/> 医療、福祉、生活の相談等の実施 <input type="checkbox"/> 家族等に対する介護技術指導等の実施 <input type="checkbox"/> 健康指導（健康チェック、健康相談）の実施 <input type="checkbox"/> 短期入所（ショートステイ）の利用 <input type="checkbox"/> 居宅発達支援の利用 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援の利用 <input type="checkbox"/> 放課後等アートの利用	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 家族の介護状況・居宅介護サービス等の利用状況報告
通園施設（児童発達支援、保育所、幼稚園）		<input type="checkbox"/> 集団での遊び、他児との交流 <input type="checkbox"/> 登園時の医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 介助員等の配置 <input type="checkbox"/> 巡回相談（発達）の実施 <input type="checkbox"/> 就学（準備）相談	<input type="checkbox"/> 集団での遊び、他児との交流 <input type="checkbox"/> 登園時の医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 介助員等の配置 <input type="checkbox"/> 巡回相談（発達）の実施 <input type="checkbox"/> 就学（準備）相談	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 通園施設での本人・家族の状況報告	<input type="checkbox"/> 集団での遊び、他児との交流 <input type="checkbox"/> 登園時の医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 介助員等の配置 <input type="checkbox"/> 巡回相談（発達）の実施 <input type="checkbox"/> 就学（準備）相談	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 通園施設での本人・家族の状況報告
教育委員会（児童発達支援学校）	<input type="checkbox"/> 教育支援情報の提供と相談（きょうだいを含む） <input type="checkbox"/> 特別支援教育情報の提供・相談	<input type="checkbox"/> 年齢に応じた教育支援制度について相談 <input type="checkbox"/> 特別支援教育情報の提供、相談 <input type="checkbox"/> 就学（準備）相談	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 現在の把握・支援状況の報告	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 現在の把握・支援状況の報告	<input type="checkbox"/> 就学（準備）相談・支援	<input type="checkbox"/> 在宅での本人の病状・医療的ケア状況・家族の健康状況の情報把握 <input type="checkbox"/> 現在の把握・支援状況の報告
子ども家庭センター（児童相談所）		<input type="checkbox"/> 発達・児童相談の実施 <input type="checkbox"/> 療育手帳の申請があった場合の判定	<input type="checkbox"/> 発達・児童相談の実施 <input type="checkbox"/> 療育手帳の申請があった場合の判定	<input type="checkbox"/> 施設入所利用の可能性が出てきた場合、カンファレンスへ参加し対応について確認	<input type="checkbox"/> 施設入所利用の可能性が出てきた場合、カンファレンスへ参加し対応について確認	<input type="checkbox"/> 施設入所利用の可能性が出てきた場合、カンファレンスへ参加し対応について確認

患者 ID:

患者氏名:

説明書:在宅 001

小児在宅医療移行地域連携パス（人工呼吸器用）説明書

様へ地域連携パスについて以下のとおりご説明いたします。

内容については、納得されるまでご説明いたしますので、不明な場合はご質問ください。同意される場合は、別紙の同意書に署名をお願いします。

大阪母子医療センターと_____では、長期人工呼吸管理を必要とするお子さんが、入院治療から在宅医療にスムーズに移行できるようにお手伝いさせて頂きたいと考えています。在宅医療は、これまで入院での生活を余儀なくされていたお子さんが、自宅でご家族の方と共に様々な地域生活を行いながら、継続医療を受けることができるものです。

専門病院と地域の医療機関、保健所等が一貫した方針に基づき、一人一人の患者さんに作成した「治療計画表」を「地域連携パス」と呼んでいます。この「治療計画表」は関係機関の間で随時やりとりをします。

専門病院である大阪母子医療センターと地域の医療機関、保健所が協力して、長期人工呼吸管理を受けるお子さんが地域で生活しながら医療を受けられる環境を整えることができるよう、「小児在宅医療移行地域連携パス（人工呼吸器用）」を提供しています。

このパスを活用することで、在宅医療を希望されるご家族の方に、在宅医療に必要とされる地域での情報をお伝えし、専門病院、地域の医療機関、保健所や訪問看護ステーション等の間で、お子さんの医療状況、お子さんを取り巻く環境などについての情報を共有し、お子さんやご家族にとって適切な在宅医療環境を整えていくことを目指しています。このパスは、様々な段階（ステップ）に分かれていますが、お子さんの状態、ご家族の状況、地域サービスの受け入れ状況により各ステップの進み方は様々です。

説 明 年 月 日	
診 療 科	
説 明 者	印

患者 ID:

患者氏名:

同意書：在宅 001 小児在宅医療移行地域連携パス（人工呼吸器用）同意書

私は、【小児在宅医療移行地域連携パス（人工呼吸器用）説明書】に基づき、目的及び方法などについて説明をしました。

説明年月日	
診療科	
説明者	印
立会者	印

※立会者は職員が説明に立ち会った場合にのみ署名します。

大阪母子医療センター 総長 様

私は、担当医師から【小児在宅医療移行地域連携パス（人工呼吸器用）説明書】に基づき、目的及び方法などについて十分に説明を受け、また内容につき質問をする機会を与えられました。

十分納得しましたので、地域の医療機関や保健所、訪問看護ステーションなどの機関と臨床情報や生活環境の情報が共有され、地域連携パスに参加することに同意します。

同意年月日	年 月 日
患者氏名	
代理人署名 (続柄)	()

※患者さんが成年で判断能力のある場合は、代理人署名は不要です。